

大通達甲（警）第28号
大通達甲（備）第8号
令和7年7月1日

簿 冊 名	例規（1年）
保 存 期 間	1 年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

術科特別訓練部特練員の指名期間終了に際した措置について（通達）

術科訓練等に関する規程（平成13年大分県警察本部訓令甲第20号）第10条第2項に規定する術科特別訓練部特練員（以下「特練員」という。）の指名期間終了に際した措置については下記のとおりとするので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 専務部門への任用

- (1) 警備部機動隊長及び警察署長は、当該所属に所属する特練員であつて、翌年度特練員に指名されないことが見込まれる者（以下「指名終了予定者」という。）が、翌年度以降の専務部門への配置を希望し、かつ、希望する専務部門の部門別任用科の教養を修了していない場合には、当該指名終了予定者を特練員指名期間中に当該部門別任用科に入校させるものとする。この場合において、当該部門別任用科の入校期間と術科特別訓練部の訓練日程が重複する場合は、当該指名終了予定者の希望を確認した上で、主席師範及び師範並びに術科特別訓練部の監督と調整し、適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 警察署長は、良好な勤務成績で特練員指名期間を終了した者（以下「指名終了者」という。）を、原則として、当該指名終了者の希望する専務部門に配置するものとする。指名終了者が人事異動により転入してきた場合も、同様とする。

2 実務研修の実施

- (1) 警備部機動隊に所属する指名終了予定者の実務研修
 - ア 警備部機動隊長は、指名終了予定者が、警察署の専務部門での実務研修を希望し、かつ、術科特別訓練部の訓練及び警備部機動隊の運営への支障がない場合には、機動隊員実務研修依頼書（別添様式）により、実務研修を希望する警察署の長に、当該指名終了予定者に対する実務研修の実施を依頼するものとする。
 - イ 前記アの規定による依頼を受けた警察署長は、指名終了予定者に対する実務研修の実施が可能と認めるときは、原則として、当該警察署の警部補の階級にある警察官を指導員に指定し、当該指名終了予定者に対する実務指導を行わせるものとする。
 - ウ 実務研修期間中に指名終了予定者が行う業務は、実務能力の向上に資するものとして警備部機動隊長が認める業務とする。
 - エ 実務研修の期間は、原則として30日以内とする。
 - オ 実務研修のため警察署に派遣された指名終了予定者は、当該警察署の長の指揮の下、当

該研修に係る任務に従事するものとする。

(2) 警察署に所属する指名終了予定者の実務研修

ア 警察署長は、指名終了予定者のうち2年を超えて特練員に指名されたものが、専務部門での実務研修を希望し、かつ、術科特別訓練部の訓練及び当該指名終了予定者の担当業務への支障がない場合で、当該専務部門での実務研修の実施が可能と認めるときは、原則として、当該専務部門の警部補の階級にある警察官を指導員に指定し、実務指導を行わせるものとする。

イ 実務研修は、当該指名終了予定者が希望する専務部門での日勤勤務及び当番勤務を通じて行うものとする。

(警務課企画係)

(機動隊総務係)

別添様式

第 号 年 月 日 警察署長 殿 警 備 部 機 動 隊 長 機動隊員実務研修依頼書	
隊 員	階級 氏名 年齢 拝命年月 昇任年月 研修を希望する課・係
研修依頼 期 間	自 年 月 日 (日間) 至 年 月 日
研修内容 に関する 希望	
担 当 者	機動隊 (係名) 階級 氏名 連絡先
備 考	研修期間を延長した場合の研修終了日 (年 月 日)

隊員が複数の場合は、隊員毎に作成すること。